

鈴木さん一坪共有地裁判傍聴のために

2008年8月28日

●地上げ屋同然の共有地強奪を粉碎しよう

前回5月29日の公判では、一坪共有地は「三里塚地区周辺に土地をもつ会」という組合財産の合有地であるため個人で勝手に売買できないこと、売買は民法676条にも「土地をもつ会」の会則にも違反し無効であることを明らかにしました。そのうえで、「全面的価格賠償方式」(金に換算して土地を強奪する)による土地強奪は、違法・無効であることを鮮明にしてきました。

●「全面的価格賠償方式」は、本件には適用できない

今回はさらに、「全面的価格賠償方式」が唯一適用された最高裁平成8年10月31日の判決は単なる1判例にすぎないものを、恰も「法令」であるかのごとくに本件に適用していることの間違いを明らかにします。さらに、「全面的価格賠償方式」を適用したこの最高裁判決そのものが間違いであり、本件には適用できないことを明らかにします。

最高裁判例は、建物のある物件を分割して売りたいという事案であって、本件とは全く異質のことであること。また仮に、「全面的価格賠償方式」を適用する場合には「特段の事情」がある場合に限って適用できるが、本件ではそのような「特段の事情」がないこと。つまり、「共有者の意思を軽視してはならない」とか「共有者間の実質的公平を害してはならない」とか「持分比を機械的に重視してはならない」などと考慮すべき多数の事項がある。一坪共有地運動は、農地を守り続けることに核心があるのであって、「売らない」という鈴木さんや反対同盟の意思を全く無視しており、この一点だけからしても、「特段の事情」に反していることは明らかである。

本日の法廷では、これらの弁論を鮮明に展開します。また、これに対するNAA側の反論が出されるものと思われます。現在、裁判は一坪共有地の核心的内容の攻防戦に突入しています。

● 土地収用法破綻に代わる農地強奪を許すな

一坪共有地運動は、空港反対・農地死守を貫くために展開されてきました。土地収用法にもとづく強制収用が破綻したからといって、それに代わって「民法」で強奪することなど絶対に許すことはできない。

ましてや、千葉県は鈴木さんの一坪共有地を強奪したらNAAに売り渡すと言っている。こんな地上げ屋同然の一坪共有地強奪は粉碎あるのみです。裁判闘争勝利にむけ現地闘争と一体となって傍聴闘争を闘いぬこう。

裁判事務局